

鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則の一部を
改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 4 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市規則第 1 9 号

鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規
則の一部を改正する規則

鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則（平成 2
7 年鳥取市規則第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項を削る。

様式第 6 号を次のように改める。

様式第 6 号 削除

様式第 7 号を次のように改める。

様式第 7 号（第 8 条関係）
（表面）

				加入者名	鳥取市会計 管 理 者	口座 番号	
督 促 状（兼領収証書）㊤							
必ず裏面をお読みください。 （この納付書でお支払いできます。） 様							
年 度				月			
通 知 書 番 号							
保 育 料 額				円			
延 滞 金				円			
合 計 額				円			
発 行 日							
納 期 限							
収納代行会社							
※ 延滞金は、金融機関等でお支払いの際に必要な あれば合算されます。 納付は便利な口座振替をご利用ください。 お問い合わせ窓口は裏面に記載しています。							
納 付 場 所				領 収 日 付 印			
裏面に記載の鳥取市指定金融機関等 又はコンビニエンスストア・スマートフォンアプリ（納期限内に限る。）				（収入印紙不要）			
（納入者保管）				上記の金額を領収しました。			

納 付 場 所 （省略）		督 促 状 表記の金額を至急当市指定金融機関等に納付してください。 鳥取市長 ㊤	
延滞金		納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、保育料の額に年 %（延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第 9 3 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。）に年 %の割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年 %の割合に満たない場合には、当該延滞金特例基準割合に年 %の割合を加算した割合（納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 %（延滞金特例基準割合が年 %の割合に満たない場合には、当該延滞金特例基準割合に年 %の割合を加算した割合（当該加算した割合が年 %の割合を超える場合には年 %の割合）とする。）とする。）の割合を乗じて計算した金額を徴収します。	
滞納処分		この督促状を発した日から起算して 1 0 日を経過した日までに完納されないときは、財産差押えをすることがあります。	
審査請求		この督促に不服がある場合は、この督促状を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この督促状を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることはできなくなります。	
取消しの訴え		処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。 なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から 3 か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。	

この督促状と行き違いに納付された場合はご了承ください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条第 2 項を削る改正規定及び様式第 6 号の改正規定は、令和 7 年 4 月 2 0 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則の規定により作成され、又は使用されている用紙については、この規則の規定にかかわらず、当分の間使用することができる。